

志木市職員の懲戒処分について

1 概要

(1) 公用車における接触事故について

当該職員は令和3年11月19日、市外の施設から公用車を運転して志木市役所に戻る際、川越市内において対向車に自身の運転する車両のドアミラーを接触させる事故を起こした。しかし、当該職員は警察への届け出及び上司への報告を怠ったばかりか、終始、事故を起こしたことの認識がないと主張し続けたが、ドライブレコーダーの検証結果において、他車と接触した衝突音を確認したこと、事故現場にドアミラーカバーが剥落していたことを踏まえると、当該職員が事故を認識できなかったとは到底認められない。当該職員は11月24日に川越警察署に本件事故の申告を行ったが、事故後、上司に報告する等の適切な事務処理を行わなかったことは、不適切な事務処理に該当し、事故の事実を認めず明らかに虚偽と認められる主張を続けたことは、虚偽報告に準ずる行為と認めざるを得ない。

(2) 不適切な事務処理について

当該職員は担当する業務において、市民から提出された申請書や、福祉サービス事業者から届いた請求書の処理を大量に遅延させるといった不適切な事務処理を日常的に繰り返し行ってきており、これらの非違行為により職場の内外において市の業務の運営に重大な支障を生じさせた責任は極めて重大である。

(3) 処分

地方公務員法第29条第1項第1号の規定により減給とした。

なお、管理監督者は、非違行為を最小限に防ぐための指導監督に努めたと認められるので、処分の必要はないものとした。

2 当該職員

(1) 所属部署・職名 福祉部 共生社会推進課・主事補

(2) 年齢・性別 23歳・男

3 処分年月日 令和4年3月30日

4 処分内容 減給10分の1、3か月

5 処分による影響

(1) 昇給・昇格 1年間昇給及び昇格しない

(2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の20を減じる。

6 尾崎誠一（おざき せいいち）総合行政部長のお詫びのコメント

本市の目指す職員像に、「誠実・公正で市民に信頼される職員」を掲げ、市民の信頼に応える市役所づくりを推進している中において、当該職員による虚偽報告に準ずる行為及び不適切な事務処理が確認されたことは、地方自治への信頼を損なう行為であり、深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、なお一層、法令遵守の徹底に努めてまいります

記者発表資料
令和4年3月30日
総合行政部人事課
担当者／副課長 川島 健一
電話番号／048-473-1111
内線2112

志 木 市